

## 令和5年 滑川町農業委員会 第9回総会 議事録

召集月日	令和5年9月14日(木)				
開 会	令和5年9月25日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和5年9月25日(月) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	欠席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	11番	杉田京子	12番	宮島正重	



顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第9回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告が1番神田農業委員より出ております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第9回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第9回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議

席番号 11 番杉田委員、議席番号 12 番宮島委員にお願い致します。  
なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 36 号「農地法第 3 条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 36 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 2 件、合計 1,801 m<sup>2</sup>になります。それでは申請番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 36 号資料 1 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,006 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、495 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、13 m<sup>2</sup>、合計 3 筆、1,514 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、譲受人は居住している〇〇〇市内において、〇〇〇市農業委員会に照会を行い、9 月 11 日付けで、所有・耕作している農地はなしと回答がありました。ただ、耕作面積について補足となりますが、利用権等の正式な貸借の手続きは行っていないため耕作面積に入れておりませんが、譲受人である□□□様は、申請地の〇〇〇×××番×××、〇〇〇×××番×××について、平成 3 年に仮登記を行い、現在まで耕作していたとのことです。申請理由ですが、営農規模を拡大したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほ

ど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 2班班長7番贅田です。調査日は9月16日土曜日午前9時より、2班の農業委員2名農地利用最適化推進委員2名、申請者立会いのもと現地調査を実施いたしました。詳細については、私が担当ですので引き続き説明させていただきます。場所は〇〇〇より東に向かいまして、〇〇〇の交差点から〇〇〇を東に向かいまして、×××mほど行った頂上の交差点を左折いたしまして、〇〇〇を北に向かって×××mほど行ったところ、左折し×××mほど行った右側にあります。譲受人の自宅からは×××km程です。申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××番×××、×××番×××で1,514㎡。各境界杭を確認しましたところ、確認することができました。譲受人の□□□さんの所有農地はありませんが、×××番×××と×××の約500㎡は借地して32年間耕作しております。現在、畑に季節の野菜、果樹が植えられており、よく管理されておりました。理由書がありますので簡単に報告します。農地法3条の規定による許可申請書を提出するにあたり、譲受人が権利を取得する理由は、譲渡人が父と死別し相続しましたが、農業に従事してないため、売却を検討していたところ、譲受人から農業経営拡大の話が出たことから、条件確定を進め今般、農地売買に合意したためです。また、当該申請地である×××番×××、×××番×××につきましては、譲受人が平成3年7月4日に売買予約の仮登記をし、その後32年間耕作をしております、といった内容です。農作業の従事は、譲受人が年間150日、義理の兄ですか、これは250日となっています。農機具は管理機1台を所有しております。調査の結果、今回の申請については適当であると見受けられました。審議のほどよろしく願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区担当農地利用最適化推進委員の□□□です。申請の案件の農地は長い間譲受人が耕作をしてきた土地で、現在野菜やブルーベリー、栗と農産物が栽培されておりまして、農地全般がきちんと手入れが行き届いています。今後もきちんと管理されると思いますので、周辺農地への支障はないものと思われま。以上です。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。はい、どうぞ。

10番 10番金子です。譲受人の□□□さんは今後ここでずっと農業をやっていくのですか。

7番 7番贄田です。□□□さんは会社を経営されていて74歳です。体の方も立派で、お兄さんと一緒に、また家族とか友達とで集まって、農地で食事会など行いながら耕作を続けていきたいということです。

10番 10番金子です。贄田委員さんが担当で今後も農業を続けていくと御判断されたなら、私はそれで良いと思いますが、そういうことでよろしいですか。

7番 7番贄田です。大変熱心に作物を育てておりますのでいいと思います。

10番 10番金子です。贄田委員さんなら間違いないでしょう。

議長 他には。

5番 5番高柳です。これは営農規模拡大となっておりますけど、販売目的じゃなくて、家庭菜園として使いたっていいということですかね。

7番 7番贄田です。そうです。

議長 他にはございますか。それでは無いようですので、申請のとおり議案第36号番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第36号番号1については、申請のお

り許可と決定致しました。

議 長 続きまして、議案第 36 号番号 2 ついてを事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号 2 を説明、朗読させていただきますので、同じく議案書の 1 頁、図面は議案第 36 号資料 2 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 2 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、287 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模を拡大したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班班長 2 番吉田です。現地調査を 9 月 23 日 8 時 30 分から、農業委員 4 人の推進委員 3 人で行いました。私が担当委員なので引き続き説明させていただきます。現地の方は、〇〇〇の脇の〇〇〇を北へ進み、〇〇〇を右に曲がり、〇〇〇の信号を左へ曲がり、×××km ほど行ったところに〇〇〇があります。その〇〇〇を曲がったところが申請地となります。申請者の□□□さんですが現在会社員で定年が間近だということもあり、農業を手伝っており規模拡大したいということです。現在の農地は全部お父さん名義の農地ですが、農地の方は、狭小地で耕作できてないところはありますが、除草等の管理はしてありました。理由書があり

ますので読ませて頂きます。譲受人、□□□は現在会社員であるが定年まで1年余りとなった。定年後は、農作業に関わる日数を現状よりも増やし、家の近くの畑で野菜を耕作したいと思っている。しかし、現状所有している畑は自宅から少し遠い為、水やり等も大変である。そうした話を譲渡人、□□□様に相談したところ、非耕作地の畑を譲っていただけるということになり、そのため農地法3条の申請で譲渡してもらおうということになりました。このような理由で、自宅から現地までがちょうど×××mぐらいで、かなり近いところになっています。境界の方もしっかりですね、確認でき現在は荒地じゃなくて綺麗に整地して、耕作すぐできる状態になっております。このような理由からですね、問題はないかと思いますので協議のほどよろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○推進委員の□□□です。先ほどの説明の通りですが、この土地を取得することによって、効率的に農作業ができるものと承知をしておりますこと報告させていただきます。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり議案第36号番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第36号番号2については、申請のとおり許可と決定致しました。

議長 日程第3議案第37号農地法5条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第37号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は2件、998㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2

頁、図面は議案第 37 号資料 1 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、499 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断致します。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 12 番 3 班班長、宮島正重です。9 月 24 日日曜日午前 8 時より、3 班農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましては担当委員の西澤委員に説明をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。
- 8 番 3 班 8 番の西澤です。担当委員として説明します。申請地の場所ですが〇〇〇から〇〇〇方面に向かい、最初の信号を過ぎ×××m ほど先を左折し×××m ほど進んだ右側になります。こちらに理由書がありますので読みたいと思います。私は現在実家に住んでいます。婚約者との新生活のため独立して自己用住宅の建設を計画しています。当初は婚約者が住んでいる〇〇〇市内の市街化区域で土地を探していました。希望する間取りで建築できること、自家用車 2 台と来客用 1 台の駐車スペース 3 台以上の確保できること、季節ごとに親族や友人と集まれるレジャースペースがある土地を希望していましたが、なかなか理想の土地を見つけることができませんでした。そこで私の実家が〇〇〇市の市街化調

整区域にあるため、エリアを広げて郊外で広めの土地を探していましたが、〇〇〇市や実家からも近い〇〇〇町で条件の合う土地を譲っていただけることになりました。申請地は2人の現在の住まいからもさほど遠くなく、ホームセンターやスーパーなども近くにあって便利です。敷地も広いので、希望の間取りを実現できますし、駐車スペースも十分です。バーベキューや軽スポーツなどできるレジャースペースも確保できるので親族や友人とパーティーするのが楽しみです。私の実家や婚約者のお母様の介護施設との行き来などにも便利なので、子育てや介護など将来的にもお互い助け合って暮らしていきます。以上により、この土地に確定し申請に至りました。理由書は以上になります。□□□氏の所有する農地を□□□氏が購入し、所有権を移転して自己用住宅を建設するための5条申請です。申請書には建設計画書、排水計画書、資金計画書、隣地の承諾書が添付されております。排水は集落排水に接続、雨水は敷地内処理となっております。隣地の同意書も添付されており、周辺に被害が生じた場合は□□□氏が責任をもって対処していただけることになっております。調査の結果この転用はやむを得ないと考えられます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。周辺農地については、耕作農地が広がっており、住宅建築は注意すべき箇所と考えますが、申請地は東側と西側が農地で北側は宅地となっております。雨水は宅地内処理とし、切土盛土もなく、周辺農地に与える影響はほとんどないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第37号番号1については、許可

相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議 長 続きまして、議案第 37 号番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして番号 2 を説明させていただきます。同じく議案書は 2 頁、図面は議案第 37 号資料 2 - ①から③と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、499 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断致します。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様と□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権 25 年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。なお、本申請地は、以前に農振農用地、青地の農地でしたが、令和 3 年 9 月に区域除外がされています。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4 班班長 9 番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。9 月 23 日土曜日、午前 8 時から農業委員 4 名、最適化推進委員 2 名で申請地の現地の確認を行いました。担当地区でありますので引き続き内容の説明をいたします。土地の所在等については、先ほど事務局から説明のあった通りでございます。申請地の位置は〇〇〇の西側の通りにある〇〇〇の北側の町道に面したところにある畑でございます。申請の内容は使用貸借権を設定して畑を転用し、自己用住宅を建築するものです。申請の理由

については理由書に基づいて説明をいたします。現在、私達夫婦は〇〇〇内のアパートに居住しておりますが□□□が〇〇〇町内勤務、□□□が〇〇〇市内勤務をしており、実家に近いところなら農業の手伝いができるので、今後将来のことを考え住宅を建築しようと思い土地を探したのですが、なかなか良い土地が見つからず、祖母に相談したところ当申請地を使用貸借していただけるとのことで、申請地に住宅を建築したいと思いますので許可のほど宜しくお願い致します。農作業を手伝いするために実家の近辺で住宅を建てられる土地がないかと不動産屋に聞きましたが、ないと言われました。尚、祖母及び父の所有地には市街化区域等、他に住宅を建築できる土地はありません。以上のような内容になっています。申請地は住宅が点在する集落の中にあって平坦な畑であります。前面道路より若干低いためコンクリートブロックを3段積んで造成をする計画になっています。雨水は浸透枡と浸透トレンチを設置して宅地内処理とし、雑排水については合併浄化槽で処理をして道路側溝に放流する計画になっています。それから住宅建築にかかる資金計画書や開発行為等に関する申請書、道路側溝接続工事許可証、農地転用に係る隣接所有者の同意書も添付されていまして確認をしております。理由書にもありましたが申請者の□□□さんは今後、将来的なことを考えて実家の近くに住宅を建てることを希望しています。したがって本申請につきましては特に問題はなく、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。ただいま、担当委員さんから詳しく説明がありましたが、特に問題がないと思われまので、どうかご審議のほど、宜しくお願いします。以上です。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にする

ことに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第 37 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

日程第 3、議案 37 号は以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 9 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、これを持ちまして令和 5 年第 9 回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年10月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 杉 田 京 子

署名委員 宮 島 正 重